

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月7日

広島市長

提出者

住所 広島市中区基町9番32号

氏名 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上 裕之

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-511-6806

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、

5

年度の

産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島市水道局 高陽取水場
事業場の所在地	広島市安佐北区落合二丁目45番48号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	水道業
②事業の規模	最大取水量 1日当たり45万4千立方メートル
③従業員数	34人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・沈砂池で沈降させ堆積した汚泥を委託した再生処理業者が収集及び運搬し、改良土等に再資源化

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（4 年度)実績量
計画：今年度（5 年度)計画量

単位:トン／年

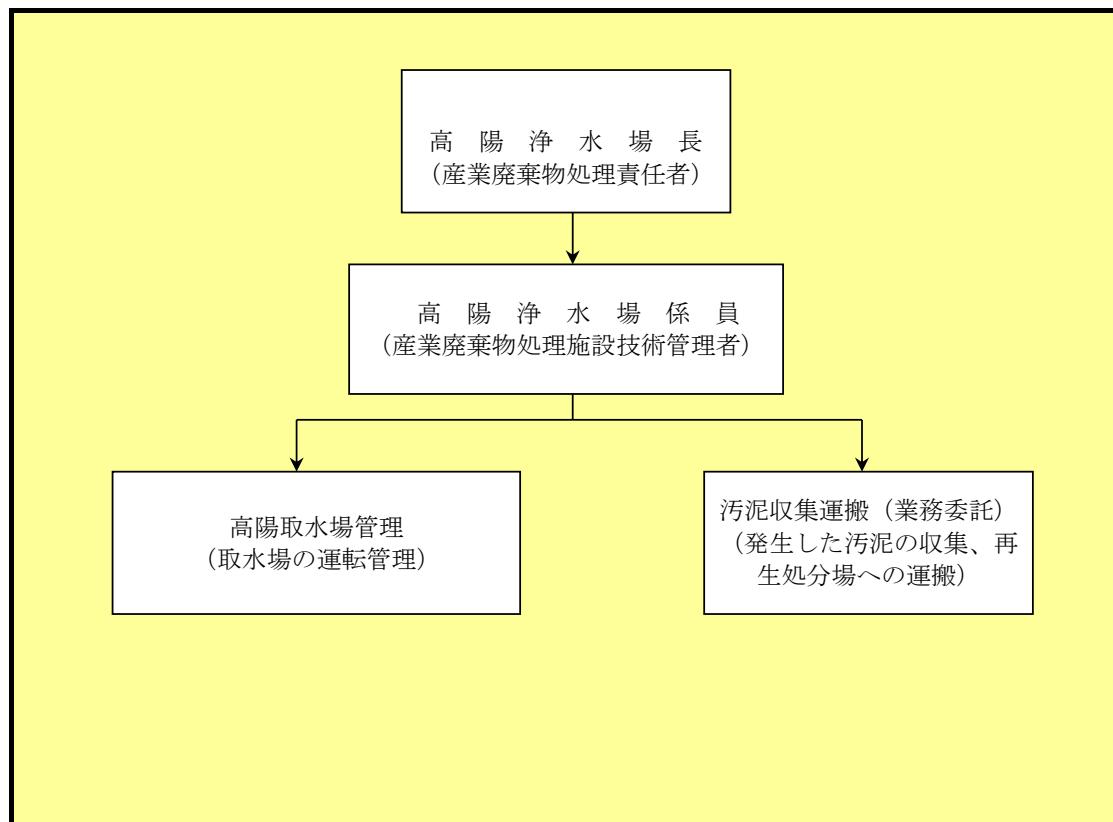
単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海上投入処分を行 う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																			
汚泥	578	718									578	718	578	718	578	718			
廃油																			
廃酸																			
廃アルカリ																			
廃プラスチック類																			
紙くず																			
木くず																			
繊維くず																			
動物性残さ																			
動物系图形不要物																			
ゴムくず																			
金属くず																			
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																			
鉛せい																			
がれき類																			
動物のふん尿																			
動物の死体																			
ぱいじん																			
合計	578	718	0	0	0	0	0	0	0	0	578	718	578	718	578	718	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び 分別に関する取組)	—
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物 の 種類及び分別に関する取組)	—

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—